韮崎市訓令乙第３号

韮崎市消防団協力事業所表示制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、韮崎市消防団活動に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付することにより、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　⑴　事業所等　事業所又はその他の団体をいう。

　⑵　消防団協力事業所　市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。

　⑶　消防団協力事業所表示証　前号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。

　⑷　消防団長等　消防団長のほか、地区長等の消防団活動を支援する者をいう。

（表示証の交付申請及び推薦）

第３条　協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、韮崎市消防団協力事業所表示申請書（第１号様式）により、市長に申請を行うものとする。

２　消防団長等は、表示証を交付する事業所等について韮崎市消防団協力事業所表示推薦書（第２号様式）により、市長に推薦することができる。

（認定基準）

第４条　市長は、前条に規定する申請又は推薦について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

　⑴　従業員が消防団員として数名入団している事業所等

　⑵　従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等

　⑶　災害時等に事業所の資機材を消防団に提供など、消防団活動に協力をしている事業所等

　⑷　その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

（表示証の交付）

第５条　市長は、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所は除く。）に表示証（第３号様式）を交付するものとする。

２　市長は、協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市町村と連名で、表示証を交付することができるものとする。

（表示証の表示）

第６条　前条の規定により表示証の交付を受けた協力事業所は、次の各号に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

⑴　事業所等の見やすい場所

⑵　パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁

気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

２　表示証の表示は、その寸法を同率に拡大又は縮小して表示することができる。

（表示証交付整理簿の備え付け）

第７条　市長は、韮崎市消防団協力事業所表示証交付整理簿（第４号様式）を備え付け、表示証を交付する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

（表示有効期間）

第８条　表示の有効期間は、原則として、認定の日から２年又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。

２　表示の有効期限が失効した事業所等については、第６条に規定する表示を行うことができない。

３　市長は、認定の日から２年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

（認定の取消し）

第９条　市長は、消防団協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、協力事業所に対し、当該認定の取り消しの理由を文書で通知するものとする。

　⑴　協力事業所が事業を廃止し、又は休止したとき

　⑵　第４条に規定する基準を満たさないこととなったとき

　⑶　偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき

　⑷　その他協力事業所として適当でないと認めるとき

２　前項の規定により認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長に返還しなければならない。

（協力事業所の公表）

第１０条　市長は、協力事業所の名称、韮崎市消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附　則

　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。